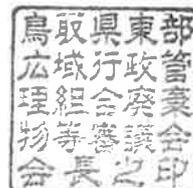




平成26年9月25日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤義彦 様

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会
会長 道上正規



一般廃棄物の処理手数料等について（答申）

平成26年8月4日付け発生環第314号で諮問のあった事項のうち、「一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化」について、本審議会において、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化について

(1) 一般廃棄物の処理手数料について

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に規定する一般廃棄物の処理手数料は、次の額にすることが適当である。

- ① 処理手数料
搬入物の重量10キログラムにつき、370円とする。
- ② 改定時期
平成27年4月1日からが適当である。
- ③ 適用期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

④ 理由

現行の不燃物処理手数料は、鳥取県東部環境クリーンセンターの施設建設費の償還金と償還利子を埋立て計画期間で平年化し、その平年化した額と維持管理費（見込値）を加えて得た額に基づき、定めたものである。

手数料収入の対象となるごみは、市町が収集するごみではなく、個人が施設に直接持ち込む一時多量ごみ、引越しごみ等であり、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）を構成する市町が処理費用を負担すること

は適当ではないとして、ごみ排出者にその処理費用の全額負担を求めるものとする。

この度の処理手数料の審議では、平成26年4月からの消費税の増税等を踏まえ、平成27年4月から平成30年3月までの収支見込みを算定した。その結果、現行の処理手数料の考え方にに基づき、処理費用の全額負担（370円/10kg）とすることが適当であるとした。

(2) 因幡霊場の利用料金について

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第7条に規定する利用料金は、次の額にすることが適当である。

① 利用料金

人体の火葬に係る利用料金は、現行の利用料金を据え置く。ただし、人体の一部等及び畜類については税法上課税対象であることから、平成26年4月からの消費税の増税を踏まえ、応分の引き上げを行う。

区分	単位	加入市町の住民	左記以外の住民	備考
人体の一部等	1件につき	19,440	48,600	1件は10kgまで
畜類	1頭につき	19,440	48,600	

② 改定時期

平成27年4月1日からが適当である。

③ 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

④ 理由

現行の利用料金は、東部広域を構成する市町（智頭町を除く。）の住民（以下「加入市町の住民」という。）については、建設費の償還金及び償還利子は公費負担、維持管理費は全額負担していただくことを原則とし、加入市町以外の住民については、建設費の償還金及び償還利子と維持管理費の全額を負担していただくこととしている。

この度、利用料金を審議するに当たり、平成27年4月から平成30年3月までの収支見込みを算定し、維持管理費の原価及び総原価を算出した結果、維持管理費の原価は増額、総原価は同額となり、現行の負担割合（80%）を維持した場合には、加入市町の住民に係る利用料金は現行より一部増額となり、加入市町以外の住民に係る利用料金は現行と同額となった。

しかしながら、本圏域を取り巻く状況は、生産面など景気の基調としては持ち直しの動きがあるものの、雇用面など一部懸念材料も見受けられ、経済状況が好調とは言い難い状況である。また、平成26年4月からの消費税の増税による住民生活への影響、さらには近隣他施設の火葬料金と比較し高額である現

状を踏まえ、住民の負担感を考慮するとともに、維持管理費の原価に対する負担割合も現行と概ね同率となることから、現行の利用料金を据え置くことが適当と考える。

ただし、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、平成26年4月からの消費税の増税を踏まえ、応分の引き上げが適当であるとした。

(3) 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金について

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第7条に規定する利用料金（以下「条例利用料金」という。）は、次の額にすることが適当である。

① 利用料金

現行の条例利用料金を据え置く。

② 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

③ 理 由

本施設は、最終処分場跡地の有効利用を図るために設置され、高齢者等住民の健康増進施設としての一翼を担う施設であり、営利を目的とした施設ではないことから、利用者に負担感を与えない利用料金とすることが適当である。

また、現行の条例利用料金については、鳥取県グラウンドゴルフ協会等関係団体と意見交換を行い、近隣他施設の料金と均衡を図ったうえで定められたものであることから、現行条例料金を据え置くことが適当であるとした。

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
組合廃棄物等審議会 条例第3条第2項 第1号委員 (学識経験のある者)	鳥取大学 名誉教授	道 上 正 規
	鳥取環境大学環境学部環境学科 教授	岡 崎 誠
	鳥取環境大学サステナビリティ研究所 長兼環境マネジメント学科特任教授	田 中 勝
	元(財)鳥取県東部環境管理公社 理事長	米 澤 英 宣
同 第2号委員 (民間団体に属する者)	元鳥取商工会議所環境対策特別委員会 委員長	谷 口 讓 二
	鳥取市消費者団体連絡協議会 会長	竹 本 佐代子
	鳥取市自治連合会 副会長	房 安 一 也
	元東部消費生活モニター協議会 会長	外 池 美代子
	岩美町自治会長会 会長	小 山 勝之進
	八頭町女性団体連絡協議会 代表	中 村 恵 子
同 第3号委員 (公募による地域代表者)	公 募 委 員	手 島 秀 光
		上 山 弘 子
		芦 谷 緑